

令和 8 年 7 月 1 日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、猪名川町(以下「町」という。)における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を計画的に推進するための基本的な事項を定めるとともに、障害者就労施設等で就労する障がいのある人の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

町が発注する全ての物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用するものとする。

4 調達物品等の目標

障害者就労施設等から調達する物品等に関する目標の具体的な内容は、次の表のとおりとする。

物品等の用途		調達等の予定額（千円）
物品の購入		300
役務の提供	清掃業務委託	8,200
	軽作業	300
合計		8,800

5 調達実績の公表

この方針に基づき調達した物品等の実績の概要は、会計年度終了後に取りまとめ、公表するものとする。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、生活部福祉課障害福祉担当とする。

7 その他

町公共施設内での物品販売、町や関係団体等が実施するイベントでのスペースと機会の確保及び住民等への PR の推進に努めるものとする。